

利用者負担額のお知らせ（1号認定）

1. 利用者負担額の決定 ●算定基準は裏面の利用者負担額基準額表をご覧ください。

利用者負担額は保護者（両親）の住民税のうち市区町村民税の所得割額（※）と児童の年齢などにより、階層区分に分けて決定します。家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市区町村民税所得割額も含めます。

平成30年度の利用者負担額は、4月分～8月分については平成29年度の市区町村民税所得割額により算定、9月分～翌年8月分については平成30年度の市区町村民税所得割額により算定されます。

平成30年度の利用者負担額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月～
平成29年度の市区町村民税所得割額で算定					平成30年度の市区町村民税所得割額で算定						

（※）【重要】利用者負担額の算定に使用する市区町村民税所得割額について

住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。お支払いの市区町村民税所得割額と異なる場合があります。

2. 多子軽減について

利用者負担額の多子軽減については、同一世帯から保育施設の他、幼稚園等を利用している場合でも算定対象人数に含めます。ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯は多子軽減の基準が異なりますので、ご注意ください。

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減の内容
第2階層 市区町村民税非課税の世帯 （所得割非課税世帯含む）	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額 第2子以降：無料
第3階層 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料
第4階層以上 市区町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯	小学校3年生まで	第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料

【ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯】

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減の内容
第3階層 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額 第2子以降：無料
第4階層以上 市区町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯	小学校3年生まで	第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料

（※）生計を一にするとは、必ずしも同居を要件としていません。別居している子どもで仕送り等により生計を一にしている場合などは対象となりますので、お申し出ください。

3. その他の注意点 ●ご不明な点はお問合せください。

- ① 下記の場合で利用者負担額が変更になる場合があります。
 - ・修正申告などで所得割額が変更
 - ・婚姻、離婚などで家族状況が変更 など
- ② 離婚調停中で別居している場合、「事件係属証明書」などの写しをご提出いただければ、児童と別居の父または母の市区町村民税所得割額は算定に含めません。

👉裏面もご覧ください

【平成30年度 利用者負担額基準額表】（1号認定）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)円
階層	区 分	
1	生活保護受給世帯	0
2	市区町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	1,000
		0 <small>・ひとり親世帯 ・在宅障害者(児)のいる世帯</small>
3	市区町村民税課税世帯 で、所得割額(調整控 除以外の控除適用前 の額)が右の区分に該 当する世帯	77,100円以下 9,200
		1,000 <small>・ひとり親世帯 ・在宅障害者(児)のいる世帯</small>
4	77,101円以上 211,200円以下	13,500
5	第1階層から第4階層のいずれにも該当しない世帯	18,500

1. 利用者負担額は、保護者(両親)の市区町村民税所得割額の合計によって決定します。(ひとり親家庭の場合、祖父母や同居の親族分の市区町村民税所得割額を合算する場合があります。)
2. この表に定める市区町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除(調整控除を除く)を控除する前の金額になります。

【問合せ先】阿見町役場子ども家庭課保育係 ☎ 029-888-1111 (708)